

事業多角化、事業転換及び新商品の開発等をお考えの中小企業の皆さまへ

新分野進出資金のご案内

◆ご利用いただける方

次の要件を満たしている中小企業者(個人・会社)及び中小企業団体です。

- ① 高崎市内に主たる事業所又は本店(事業実績のないものは除きます)を有し、引き続き市内で1年以上同一の特定事業を営む中小企業者又は中小企業団体で、次の(ア)(イ)のいずれかに該当する方。又は事業の多角化のために中小企業者が新たに市内に設立(分社)した中小企業者であって、その設立から1年を経過していない方

- (ア) 現在行っている分野と異なる分野へ進出し、事業多角化又は事業転換を行おうとする方
(イ) 自ら新商品の開発又は生産などを行おうとする方

- ② 営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けた日から1年以上経過している方(許認可等が必要な業種を新たに始めようとする方にあつては、その許認可等を受ける見込みのある方)

- ③ 市税(市外在住の個人にあつては、当該居住地における市町村税を含みます。)を完納している方

※「主たる事業所」・・・法人の市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書(第22号の2様式)中の従業員割合が最も多いもの

※中小企業団体にあつては、主たる事業所を市内に有し、事業活動を1年以上継続しているもので、その構成員の4分の3以上が市内に主たる事業所又は本店(事業実績のないものは除きます。)を有し、引き続き市内で1年以上同一の特定事業を営んでいるものであることが必要です。

- 資金使途：事業多角化、事業転換及び新商品の開発等に必要な設備資金、運転資金
(投機を目的とする不動産取得資金は除く。設備資金は市内に設置するものに限る。)
- 融資限度額：設備資金 1億円
運転資金 5,000万円 (両資金あわせて1億円)
- 融資期間：設備資金10年以内(融資後3年以内据置可)
運転資金 8年以内(融資後2年以内据置可)
元金均等月賦償還
- 利率：年1.3%以内(信用保証付は0.9%以内)
- 担保・保証人：金融機関の定めるところによります。
- 申請期間：年間随時(計画決定前、契約前に必ずご相談ください。)
- 申請先：高崎市融資制度取扱金融機関

◆ 事業の着手時期については、金融機関及び信用保証協会の定めに従ってください。

詳しいお問い合わせは・・・

高崎市融資制度取扱金融機関または

高崎市商工観光部商工振興課金融担当(市庁舎13階)へ ☎ 027-321-1258(直通)

■ 申請に必要な書類（提出部数は 1 部） 添付書類は写しで結構です。

- ① 高崎市中小企業等振興資金融資確認書
(金融担当窓口、市ホームページ、高崎市融資制度取扱金融機関で取得できます。)
- ② 【法人の場合】・決算書の写し (決算報告書の部分のみで結構です。)
・市町村民税の確定申告書 (第 20 号様式) の写し
 複数の市に事業所等を有する場合は、市町村民税の確定申告書における課税
 標準の分割に関する明細書 (第 22 号の 2 様式) の写し
【個人の場合】 確定申告書の写し
- ③ 許認可等を要する業種はその許可書・認可書の写し
- ④ 見積書・カタログ・図面等
- ⑤ 事業所、設備設置場所等の案内図
- ⑥ 運転資金の借入で、複数企業間で資金流用がある場合は決算書の附属明細書
- ⑦ その他市及び金融機関の指定する書類
(建築確認の確認済証の写し、賃貸借契約書の写し、地主・家主の承諾書など)
- ⑧ 新分野へ進出することが確認できる資料

■ 融資の手順

- ① **融 資 相 談**
↓
借入希望の金融機関へ融資のご相談をしてください。
- ② **融 資 確 認**
↓
融資対象者要件、資金使途等が当該融資制度にあてはまるか確認します。
確認書に必要事項を記入し、上記の必要書類をお持ちになって、商工振興課金融
担当までお越しください。(金融機関の方でも結構です。)
資格要件確認後に確認書を返却します。
- ③ **申 込 み**
↓
借入希望の金融機関へ確認書を添えて、融資の申込みをしてください。
- ④ **審 査**
↓
金融機関は審査を行い融資の可否を決定します。
信用保証協会の保証を利用する場合は、保証協会にも保証依頼が必要となります。
- ⑤ **融 資 実 行**
↓
金融機関で融資決定(信用保証協会の保証を利用する場合は保証承諾後)となると、
所定の手続きを経て融資実行となります。
- ⑥ **実 行 報 告**
融資実行後、金融機関から市へ以下の書類を提出していただきます。
 - ・融資実行報告書
 - ・市町村民税の完納証明書 ※融資実行前に取得
 - 納付後約 10 日の間に完納証明書を申請される方は、市で納付の確認ができないため証明書を発行できない場合があります。
 - 詳しくは完納証明書発行窓口へお問い合わせください。
 - ・暴力団排除に関する誓約書